

別紙 1

学校等・食事提供団体・食材提供団体における政府備蓄米交付申請に係る確認基準

1 確認の方法

確認項目ごとに、農産局長及び地方農政局長等が行う。

2 確認項目

(1) 無償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②用途及び申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ④食事提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑤食材提供団体ごとの食育を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること
- ⑥政府備蓄米の交付を受けた学校等、食事提供団体、食材提供団体から、農産局長に使用報告書の提出がなされていること

(2) 有償交付申請

- ①交付申請書類に不備がないこと
- ②申請数量根拠が適正であること
- ③学校等ごとの備蓄制度の理解を図るための項目、具体的方法及びその使用計画が妥当であること

(3) 変更又は辞退の申請

- ①変更又は辞退の事情が適正であること
- ②変更又は辞退の数量根拠が適正であること

3 農産局長への提出

本要領に基づき提出する。